

平成26年度町内保育園の新規入園園児を募集します

本町では、平成26年度の新規入園および来年度途中からの入園申し込みを次のとおり受け付けます。

【対象とする児童】

町内在住で、次のいずれかの理由で、家庭で十分な保育を受けられない児童。(保育できる祖父母などがいる場合を除く)

- ①児童の保護者が家庭の外に勤めている場合
- ②児童の保護者が家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合
- ③児童の保護者が長期の傷病や心身障害、または母親が出産前後である場合
- ④児童の保護者が火災、風水害、震災、その他の災害の復旧にあたっている場合

【申し込み方法】

11月8日(金)までに本庁福祉課福祉室、総合支所福祉介護室、町内各保育園、子育て支援施設にある書類に必要事項を記入し、本庁福祉課福祉室、総合支所福祉介護室、町内保育園のいずれかに提出してく

ださい。(子育て支援施設では、書類の受け取りはできませんのでご了承ください。)

【その他】

各保育園は、随時見学することができます。保育時間などは、各保育園によって異なりますので、事前に保育園に連絡してお出掛けください。

▼町立桜保育園

☎(59)2201

▼町立三ツ星保育園

☎(56)0043

▼私立徳山聖母保育園

☎(57)2234

【入園までの手続きの流れ】

①申し込み受付期間

平成25年10月9日(水)
11月8日(金)

②入園面接

平成26年2月中旬

③入園承諾通知

平成26年3月中旬予定

④保育料算定資料の提出

(保護者の平成25年分源泉徴収票または確定申告書の写しが必要)

⑤入園

平成26年4月

「10月1日から“うぐいす色”に」

9月下旬に、国保に入れる方の世帯へ“うぐいす色”的新しい保険証を送付しました。

お手元に届いている保険証に記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないか確認してください。保険証は国保の被保険者であることを証明するものですので大切に取り扱いましょう。

有効期限の切れた藤色の保険証は、10月1日以降は使用できませんので各自責任をもって破棄してください。

新しい保険証の有効期限は、平成26年9月30日までです。

▼有効期限の例外

①有効期限までに75歳になる方は、誕生日の前日が有効期限となります。

②保険証の右上に赤字で“退”的表示があり、平成26年9月30日までに65歳になる方は、誕生日の末日(1日生まれの人は誕生日の前日)が

有効期限となります。

【加入・脱退時の注意点】

国保に加入する場合や他の健康保険に加入したために国保をやめる場合には、14日内に役場本庁の生活健康課または総合支所の住民生活室へ必ず届出をお願いします。

▼加入時の注意点

うつかりして、加入の届け出が遅れてしまうと、資格が発生した時点までさかのぼつて保険税を納めていただくことになります。その間の医療費は、やむを得ない事情がある場合を除いて、全額自己負担となりますので注意してください。

▼脱退時の注意点

国保をやめる場合で、国保の保険証が手元にあるために、うつかり病院などで保険証を使つてしまふと、国保で負担した医療費を返納してもらうことがありますのでご注意ください。

新旧のお取り違えにご注意ください

国民健康保険の保険証が“うぐいす色”に変わります



幼稚園は「子どもがはじめて出会う学校です

さゆり幼稚園の「入園児」募集

『教育方針について』

▼運動指導・野外活動

幼児期に適切な運動や水泳の指導を通して、身体とともに知能の発育を促し、自信を育てます。野外活動の機会を多く持ち、自然への畏敬の念や探究心を養い、体力を増強します。

▼音楽と表現活動

音楽の感性を養い心を育てるたくさんのが歌を歌います。身体表現や楽器演奏を通して、音楽の楽しさを体験します。

▼知的発達活動

幼児の知的興味を誘う教材や遊具を用い、全国共通の教育要領に基づいた「遊び」を通じ、「一人一人の個性に応じた発達を促します。

▼心の教育

目に見えない高い精神に対する尊敬の心を養い、神秘を受け止める心を大切にします。また生まれてきたことに感謝し、お互いに認め合い、穏やかな人ととの関係を育てます。

す。

『入園のご案内』

【通園時間】午前8時30分から

午後3時※電車通園、バス通園のお子さんは時刻表に合わせて停車駅まで送迎します。また、ご家庭の事情により、通常時間を越えての預かり保育を午後5時ごろまで実施します。

【休園日】土、日曜日、国民祝祭日※第1、第3土曜には、小学生と合同の土曜学校を開催します。

【入園の条件】満3歳に達している子から入園できます。※年度途中でも、3歳になつた日から入園できます。

【納付金】幼稚園教育希望のご家庭は国と町から「就園奨励費」が所得に応じ支給されます。その他授業料などについてはお問い合わせください。

【申込受付期間】11月末日まで
【問い合わせ】

学校法人かわね学園さゆり幼稚園

(川根本町徳山845)
FAX (57)22339

10月1日は浄化槽の日です

生活排水による公共用水域

【浄化槽の設置には補助金が出ます】

浄化槽の使用者（管理者）は、定期的に点検・清掃・法定検査を行いますが、法律で義務付けられています。これは、家庭から出る汚れた水をきれいにする機能を、正常に保つための重要な作業です。維持管理者は、あらかじめ専門の業者（県の登録業者。清掃の場合は町の許可業者）と委託契約を結び、定期的に点検を実施しましょう。

浄化槽法が全面施行された日（昭和60年10月1日）を記念して、毎年10月1日は浄化槽の普及促進と法律の周知を通じて、生活環境の保全と公衆衛生向上を目的としています。皆さんもこれを機会に浄化槽について、もう一度考えませんか。

【浄化槽とは】

微生物の働きを利用して、トイレや台所、風呂などの生活排水をきれいにする装置です。

【定期的な点検と清掃を】

浄化槽の使用者（管理者）は、定期的に点検・清掃・法定検査を行いますが、法律で義務付けられています。これは、家庭から出る汚れた水をきれいにする機能を、正常に保つための重要な作業です。

維持管理者は、あらかじめ専門の業者（県の登録業者。清掃の場合は町の許可業者）と委託契約を結び、定期的に点検を実施しましょう。

▼法定検査は必ず受けましょう

浄化槽管理者は浄化槽設置時（浄化槽法第7条）と年1回（浄化槽法第11条）の法定検査を受けることが義務付けられています。

▼補助条件

町内に住所を有する者が町内に存すること。主に居住の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置する場合。

補助額（1基当たりの単位：円）

人槽区分	補助基本額	県費加算基本額	補助限度額
5人槽	332,000	83,000	415,000
6～7人槽	414,000	103,000	517,000
8～10人槽以上	548,000	137,000	685,000

▼申し込み・問い合わせ先

（財）静岡県生活科学検査センター焼津検査所 施設検査部
☎ 054-(62)5030
※知事の指定を受けています。